

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 岩屋ダム防災チラシ印刷業務
- 2 納 入 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 木曾川上流ダム総合管理所岩屋ダム管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年4月10日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和 8 年 4 月 7 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5) 質 問 書 令和 8 年 3 月 31 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年4月8日12:00までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 契約書については、別添の請書によるものとします。

岩屋ダム防災チラシ印刷業務

仕 様 書

令 和 8 年 3 月

独立行政法人 水資源機構

木曾川上流ダム総合管理所

1. 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が行う岩屋ダム防災チラシ印刷業務(以下「本業務」という。)に適用する。

2. 業 務 目 的

本業務は、岩屋ダム放流の際の放流警報及び注意していただきたい事項並びに岩屋ダムや馬瀬川等河川水位情報の入手方法等を、下呂市金山地域の方々に理解していただくためのチラシを印刷するものである。

3. 納 入 場 所

岐阜県下呂市金山町卯野原6-27

独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所 岩屋ダム管理所

4. 業 務 期 間

契約締結の翌日から令和8年4月10日まで

5. 仕 様 等

(1) 仕 上 り 規 格

A4版(両面)

(2) 原 稿

機構担当者(以下「担当職員」という。)が貸与する電子データ

・ファイル形式 : イラストレーター CS6 (.ai)

1式

(3) 印 刷 部 数

印刷部数

2,400部

(4) 印 刷 用 紙

再生コート紙 57.5kg

(5) 印 刷 方 式

両面オフセットフルカラー方式

5. 参 考

チラシ(案)参照(実際に印刷する内容と異なる場合があります。)

6. 疑 義

本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、担当職員と打ち合わせを行い決定するものとする。

- 以 上 -

岩屋ダムからの大切なお知らせ

令和8年5月13日（水）訓練でサイレンを鳴らします

この機会にサイレンの音を聞いてみて下さい



とき

令和8年5月13日（水）

午前10時頃～16時頃

※上流から順番にサイレンを鳴らします

地域

下呂市金山町の馬瀬川沿い

岩屋ダム～飛騨川合流点

目的

中部管内一斉洪水対応演習のため



サイレンの意味は2つあるよ

①ダムから水を流し始めるとき

洪水のときは、ダムから水を流し始めます。

馬瀬川の水が増えるので、川の中にいる人はすぐに川から離れて下さい。

ポイント 今後の防災情報に注意しましょう。



②記録的な大雨が降るとき

記録的な大雨で岩屋ダムが満水になってしまうときは、岩屋ダムに流れ込む水と同じ量を流します。

このような時は、浸水被害が発生するおそれがあります。

ポイント 市や警察・消防の指示に従って避難して下さい。

スマートフォンから防災情報が入手できます

岩屋ダムの情報
ライブカメラ・ダムの状況



気象庁
雨雲レーダー



降水量・河川水位
下呂市まとめサイト 川の水位情報



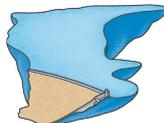
岩屋ダムの洪水調節を見てみよう

(令和2年7月豪雨)

『洪水』・『洪水調節』とは？

洪水 岩屋ダムでは、ダムに流れ込む水が毎秒 300 m³を超えることを洪水と呼んでいます。

洪水調節 洪水時、岩屋ダムではダムに流れ込む水の一部を貯め込んで、川に流れる水を少なくしています。これを洪水調節といいます。



洪水時の岩屋ダムの働き

洪水までは空き容量を確保

洪水になるまでは、5,000 万 m³分は空のままにし、水を貯め込みません。記録的な大雨が予想されるときには、事前放流を行ってダムの水をさらに減らすこともあります。

ダムに貯めて川の水を減らす

洪水になると、毎秒 300 m³の水を通過させ、これを上回る洪水をダムに貯め込んで、馬瀬川に流れる水を減らします。

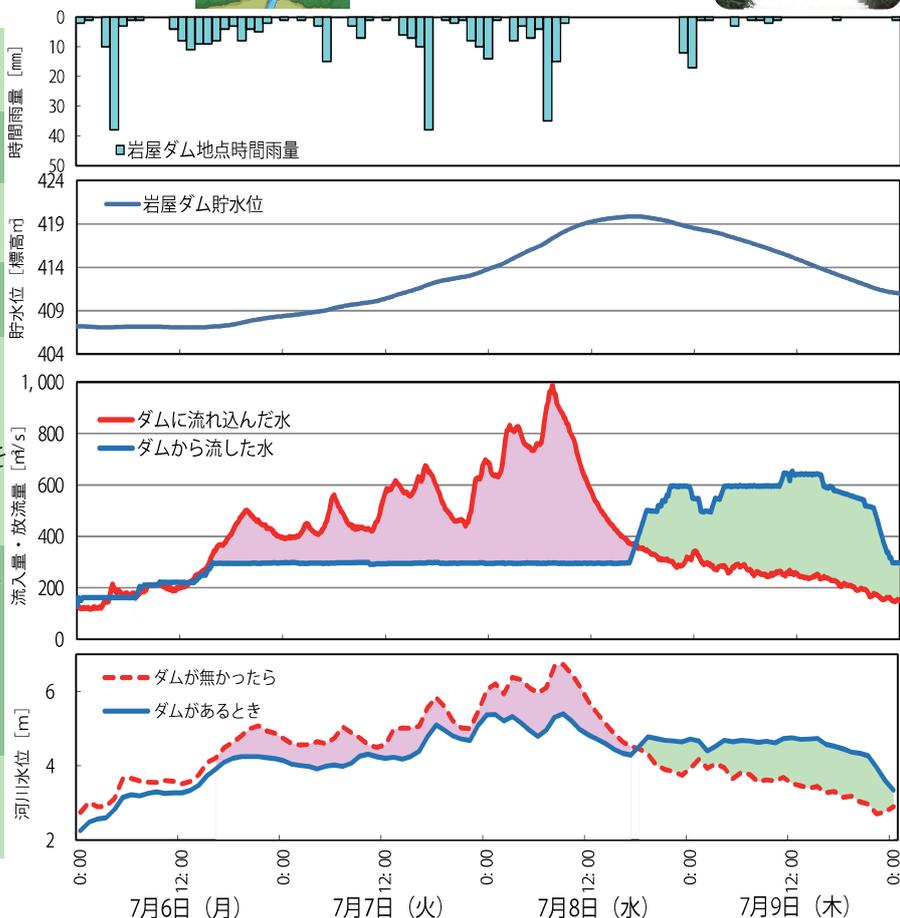
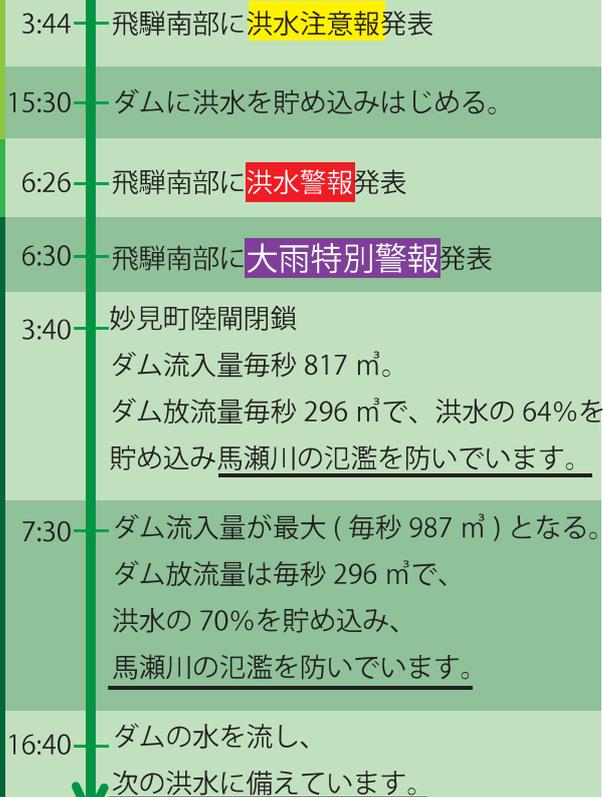


次の洪水に備える

洪水が終わり川の水が引き始めると、岩屋ダムに一時的に貯め込んだ洪水の水を流し、5,000 万 m³分をふたたび空にして、次の大雨に備えます。



令和2年7月豪雨のふり返り



Q 洪水のとき、なぜ、放流するの？

A. 岩屋ダムでは洪水の時でも、馬瀬川に流しても大丈夫な一定の水(毎秒 300 m³)を流しています。

Q ダムから一定の水を流しているのに、なぜ馬瀬川の水が増えるの？

A. 岩屋ダム下流では、和良川や戸川などの水が流れ込んで来ます。平成 30 年 7 月 8 日午前 2 時から 3 時頃にはこれらの川に猛烈な雨が降ったので馬瀬川にたくさんの水が流れ出しました。

Q ダムを空にしておけば良いのでは？

A. 岩屋ダムでは洪水を貯め込むために、5,000 万 m³分を空にしています。洪水を貯め込んだあとは、川の水が引き始めた頃にこの水を流して次の洪水に備えます。このほか水道用等の水を貯めています。

Q 5,000 万 m³ってどのくらい？

A. ■お風呂 2 億 5 千万杯分
■2.5 m プール 12 万杯分
■パンテリンドームナゴヤ 29 杯分
毎秒 300 m³の水が 2 日間流れ込むといっぱいになります。

Q 水道用の水も流して空にすると良いのでは？

A. 令和 2 年から「事前放流」として、水道などに使うために貯えた水の一部を洪水前に流す取り組みを始めました。しかし、予測よりも雨が降らなかったときは、渇水になる危険もあり慎重な対応が必要です。

ご質問にお答えします



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月25日に交付された「岩屋ダム防災チラシ印刷業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。